

別紙：児童相談所整備方針（概要）

1 立地

- ・公共交通機関からのアクセスや十分な駐車場スペースの確保
- ・行政機関等と密接な連携が可能な場所
- ・落ち着いた環境

2 施設計画

(1) 規模

- ・施設を拡充

(2) 施設計画

- ・気軽に相談に来られるような、分かりやすく温かく明るい施設
- ・相談者のプライバシーが守られる施設
- ・子どもの自立や家庭を支援する多様な機能を有する施設
- ・市町村や里親養育を支援する機能を有する施設
- ・児童が癒され、人権が守られる家庭的な雰囲気を持つ施設
- ・一時保護児童に快適な生活、学習環境を提供
- ・環境への負荷及びライフサイクルコストの低減に配慮

(3) 配置計画

- ・一時保護所の居室は男女で分離、子どもの安全やプライバシーに配慮

3 備えるべき施設機能（主なもの）

(1) 相談機能

全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーに配慮し、エレベーターを設置すること</li> <li>・授乳室を設けること</li> <li>・セキュリティに十分配慮すること</li> </ul>
相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室を増やすこと</li> <li>・障害者、乳児等、誰もが利用しやすい相談室とすること</li> <li>・協同面接にも使用できる録画設備を整備すること</li> </ul>
心理判定室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理判定室を増やすこと</li> </ul>
事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正等に伴う人員体制の強化に対応するとともに、支援の質の向上に資する快適な執務環境を整備すること</li> </ul>
会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村支援機能やDV対応との連携など、関係機関との更なる連携強化のため、合同カンファレンスや研修等にも活用できるよう拡充すること</li> <li>・他機関との連携に対応するため、テレビ会議システムの導入を検討すること</li> </ul>

(2) 一時保護機能

全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆとりのある心地よい生活・学習環境を確保すること</li> <li>・入所児童の様子を確認するため、できるだけ死角を作らないように配慮すること</li> </ul>
児童居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別性に配慮できるよう、男女別に確保し、個室を設置するとともに、多様なニーズに対応できるよう複数人用居室、幼児用居室も設置すること</li> </ul>
静養室（新設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自傷行為のおそれや感染症に罹患等の特別な配慮が必要な子ども等、子どもの状況に柔軟に対応できるよう、静養室を別途設けること</li> </ul>
食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事専用の場所を確保し、生活にメリハリをつけること</li> </ul>
学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習専用の場所を確保し、生活にメリハリをつけること</li> </ul>
プレイルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中の共同生活の中心となる場所を設けること</li> </ul>
浴室、洗面室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別に整備すること</li> </ul>
宿直室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間等の宿日直体制を強化できるよう、対応すること</li> </ul>
運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童が体を動かすことができるスペースを設けること</li> </ul>